

注　記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成27年1月総務省）に定める評価基準及び評価方法による。ただし、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準による。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア　市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
イ　市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

ア　市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
イ　市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15年～50年
工作物　5年～80年
物品　　2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当

として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美作市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています

2. 重要な会計方針等の変更

重要な会計方針等の変更はありません。

3. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

4. 偶発債務

偶発債務はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

公園墓地事業特別会計

矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | - % |
| 連結実質赤字比率 | - % |
| 実質公債費比率 | 11.3% |
| 将来負担比率 | - % |
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額
536,420 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。
- ア 範囲
売却予定とされている資産
- イ 内訳
事業用資産 36,776 千円
 土地 36,776 千円
 令和4年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。
- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
27,129,305 千円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模 | 14,285,179 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 3,526,147 千円 |
| 将来負担額 | 39,783,334 千円 |
| 充当可能基金額 | 15,214,079 千円 |
| 特定財源見込額 | 744,914 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 27,129,305 千円 |

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,259,537 千円
- ② 一時借入金
資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。